

6

介護保険

問 介護保険課(市庁舎2階／☎214－2089)

■介護保険は、40歳以上65歳未満の医療保険加入者と65歳以上の全ての人が入ります

●第1号被保険者：65歳以上の人 介護や支援が必要と認定された場合、サービスが利用できます。

●第2号被保険者：40歳以上65歳未満の人

老化が原因とされる特定の疾病により介護や支援が必要と認定された場合にサービスが利用できます。

■介護保険料

●第1号被保険者 高齢者福祉計画をもとに基準額が決まります。基準額：月額6,900円をもとに、所得に応じて13段階に分かれます。詳細は6月中旬にご案内します。

納付方法は、特別徴収と普通徴収に分かれます。特別徴収は、年金の定期支払いの際にあらかじめ差し引かれます。それ以外の人は普通徴収となり、納付書や口座振替で納めます。介護保険料を納めないと、介護保険サービスの給付が制限される場合があります。

●第2号被保険者 加入している医療保険の算定方法により計算され、医療保険料と一緒に納めます。

■介護保険サービスを受けるために

●認定申請 介護保険課または各事務所で要介護(要支援)認定申請をします。岐阜市地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業者・介護保険施設に申請を代行してもらうこともできます。

●認定 調査員が申請者の心身の状況を訪問調査するとともに、主治医に意見を聞き(主治医意見書)、医療・保健・福祉の専門家で構成する介護認定審査会で、「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」の段階に判定し、認定します。有効期間は、新規・区分変更申請は原則6か月、更新申請は原則12か月です。なお「非該当」と認定された人は、介護保険サービスを利用することはできません。

■介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを受けるために

要支援認定を省略して「はい」「いいえ」で答える「基本チェックリスト」の判定で、基準に該当することによりサービスを利用することができます。

■利用者負担金

原則、介護保険サービス費用の1割、2割または3割を負担。

■要介護1～5の人が利用できる主なサービス

●居宅サービス 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

●地域密着型サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(原則、要介護3以上)、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護

●居宅介護住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修費の支給

●居宅介護支援

介護サービス計画(ケアプラン)の作成(利用者負担金なし)

●施設サービス 介護老人福祉施設(原則、要介護3以上)、介護老人保健施設、介護医療院

■要支援1・2の人が利用できる主なサービス

●介護予防サービス

介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

●介護予防・日常生活支援総合事業

訪問型サービス、通所型サービス

●地域密着型介護予防サービス

介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護(要支援2の人のみ)

●介護予防住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修費の支給

●介護予防支援

介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)の作成(利用者負担金なし)

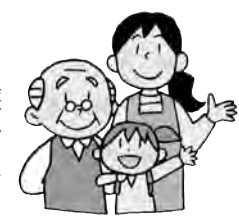
■その他のサービス

●家族介護用品支給事業 要介護3～5と判定され、本人、世帯員、同居人および扶養者が市民税非課税であるなどの要件を満たす在宅の人を対象に、紙おむつの支給券を配付します。

●高齢者住宅改善促進助成制度 要介護1～5と判定された人で、市に1年以上在住し、市民税非課税世帯に助成(介護保険対象分を含み70万円を限度)します。

●基準緩和型訪問介護サービス 比較的要介護度が軽度な人に生活援助(買い物、調理、洗濯、掃除など)を行います。

●基準緩和型デイサービス 比較的要介護度が軽度な人が通所介護事業所で生活機能向上のための訓練を受けられます。



■老人福祉センターなど

60歳以上の人を対象に、趣味や教養を高めるための講座を開設しています。定期講座は3月に、一部の講座は2期制のため3月・9月に募集します。短期講座はその都度募集します。また、各施設ではサークル活動も自主的に行われています。

◆開館時間 午前9時～午後5時 ◆休館日 日曜日・祝休日、年末年始 ※ふれあいの館「白山」以外は敬老の日は開館

施設名	所在地	電話番号
みやこ老人センター	都通2－23	252－4738
和楽園	金竜町5－10－3	246－4101
西部福祉会館	西荘2－11－23	253－5121
友楽園	京町1－64	263－6767
三楽園	北野東827	229－5068
柳津高齢者福祉センター	柳津町丸野1－34	387－1333
ふれあいの館「白山」	鶴田町3－7－4	240－1245

問 三田洞神仏温泉(三田洞222／☎237－3734)

■三田洞神仏温泉

温泉入浴のほか、心身の健康を図るための講座を開催しています。有料。◆開館時間 3月～10月は午前10時～午後5時、11月～2月は午前10時～午後4時 ◆休館日 毎週水曜日、毎月1日、年末年始

問 岐阜市シルバー人材センター(鶴田町3－7－4／☎240－1245)

■シルバー人材センター

60歳以上の働く意欲のある人が入会できます(初年度会費無料※再入会の人を除く)。会員が経験を生かして、家事援助、パソコン作業、ふすま張り、掃除、家庭菜園・小規模農家の農作業、庭の手入れ、介護保険サービスなどの各種サービスを提供します(利用は有料)。

■シニア皆援隊

会員が要支援者などのお宅を訪問し、清掃や買い物など、日常生活の支援を行います(利用は有料)。

主な在宅サービス

問 高齢福祉課(市庁舎1階／☎214－2172)

■配食による安否確認事業

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯で、調理が困難であるため食の確保および定期的な安否確認が必要な人を対象に、配食を行います。

■安否確認サービス事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者、ねたきり高齢者などを含む高齢者のみの世帯を対象に、センサーを設置し、日々の見守りを行います(所得要件あり)。

■緊急通報体制支援事業

65歳以上の高齢者で、突発的に生命にかかわる持病があり、ひとり暮らしなどにより緊急時に対応できる同居者がいない人を対象に、必要に応じて救急車などがかけつける緊急通報装置を設置します。

■生活管理指導短期宿泊事業

要介護認定で非該当と判定されたおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者などを対象に、病気ではなく体調不良などの状況に陥ったときに、短期間の宿泊により一時的に養護を行います。

主な施設サービス

問 高齢福祉課(市庁舎1階／☎214－2172)

■養護老人ホーム

65歳以上で、在宅での生活が困難な人を対象。市内に2施設。

■ケアハウス

60歳以上(夫婦で入居の場合はどちらかが60歳以上)で、自炊できない程度の身体機能低下があるか、独立生活に不安のある人が対象です。個室、食事・入浴の提供があり、必要に応じて在宅福祉サービスを受けられます。市内に11施設。

■生活支援ハウス

60歳以上で、ひとり暮らしまたは家族による援助を受けることが困難な人で、自炊可能な人が対象。介護、居住および交流機能を総合的に提供し、地域の中で安心して健康で明るい生活が送れるように支援します。市内に1施設。

助成・相談

問 岐阜市成年後見センター(市庁舎1階／☎269－5501)
■岐阜市成年後見センター

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利擁護支援の中核機関で、成年後見制度などの相談をお受けします。月～金曜日(祝休日・年末年始を除く)の午前8時45分～午後5時30分

問 高齢福祉課(市庁舎1階／☎214－2173)

■保険外はり・きゅう・マッサージ受療補助券

70歳以上の人や、70歳未満で肢体不自由の身体障害者手帳1・2級の人を対象。所得制限あり。

■岐阜市地域包括支援センター

岐阜市が委託した公的な機関で、65歳以上の人に住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、身近な総合相談窓口としてさまざまな相談をお受けしています。◆営業日時 月～土曜日(祝休日・年末年始を除く)の午前9時～午後5時

▼岐阜市地域包括支援センター一覧

お住まいの地区	名称	所在地	電話番号
金華・京町・明徳・本郷	中央北	京町2－12	213－0128
徹明・木之本	中央西	昭和町2－10－3	215－7616
梅林・白山・華陽	白梅華	東金宝町1－16 メゾンドクマダ101	266－8388
島・城西	島城西	西島町2－11	232－5088
早田・則武	清流	光町1－56－2	201－6204
木田・七郷・合渡	西部	寺田7－86－1	251－6541
黒野・方県・西郷・網代	岐北	黒野176－5	234－3933
長良・長良西・長良東	長良	長良2977－3－1	231－8188
鷺山・常磐	北部	南蟬2－122 北川ビル1階	295－4510
岩野田・岩野田北	岩野田	栗野東5－173－1	214－4640
藍川・三輪南・三輪北	北東部	岩井4－10－1	241－7003
本荘・三里	三里本荘	本荘2938－1 江崎ビル1階	215－7655
市橋・鏡島	精華	鏡島南1－1－10	252－3066
鶉・日置江・柳津町	境川	中鶉3－14	276－1163
加納東・加納西・茜部	南部	茜部菱野1－65－2 河ハビル1階B号室	275－0173
厚見	厚見	東明見町17－1	214－4001
長森南	長森南	蔵前4－19－5	247－8160
日野・長森北・長森東・長森西	長森	塩町2－32	245－2855
岩・芥見・芥見東・芥見南	東部	芥見3－175－1	243－0593

7 高齢者の福祉

生きがいづくり

問 高齢福祉課(市庁舎1階／☎214－2173)

■老人健康農園の利用

60歳以上の人を対象に、12カ所528区画を貸し出します。有料。

■高齢者大学

65歳以上の人を対象に、年1回開講します。有料。